

おしやれなまち♪

広報

# おおさき

7

July 2026

No.834

Osaki Town Public Relations 2026

主な記事

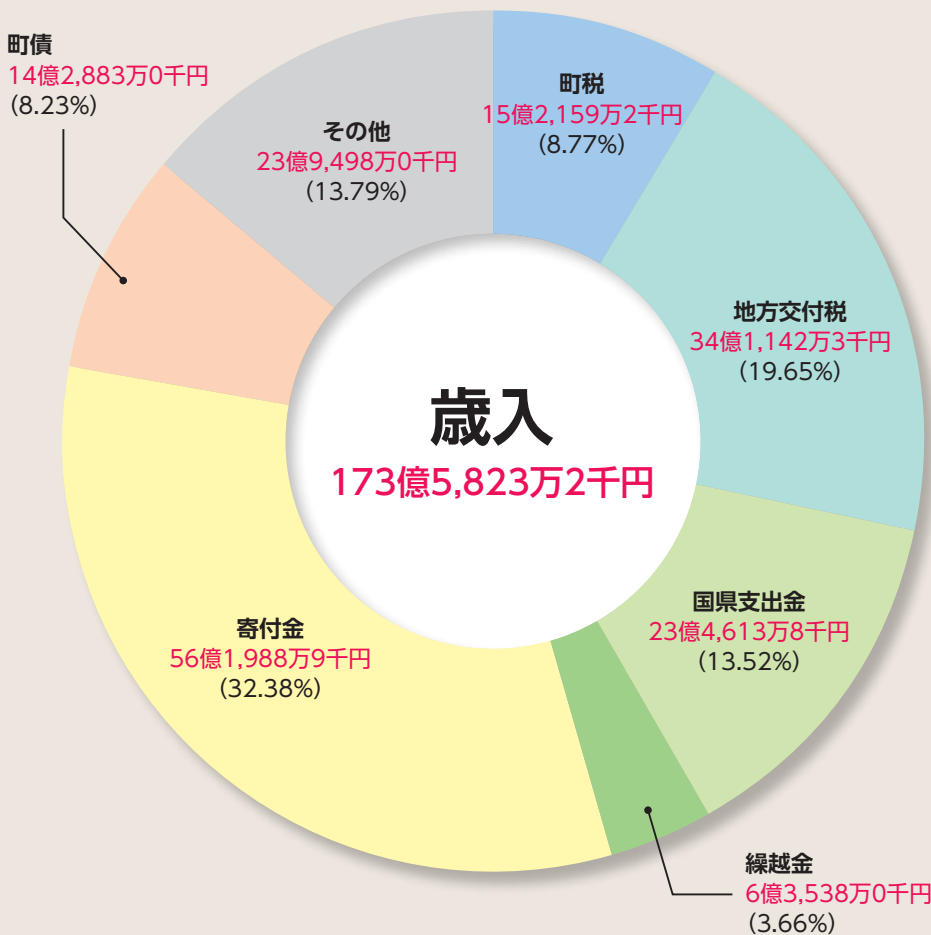
## ・令和7年度 決算報告



COVER 町の想いが灯る

地方自治法第243条の3（水道企業については、地方公営企業法第40条の2）の規定および大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、令和7年度の一般会計ならびに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

これは、町民の皆さまに納めていただいた税金や国・県からの交付税等の収入および支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくためにおこなうものです。



#### 【歳入の種類】

- **町税**…住民税や固定資産税などの税金
- **地方交付税**…国税（消費税や所得税など）のうち、一定の割合の額を地方公共団体に配分する税金
- **国県支出金**…町がおこなう事業に対して国や県から交付されるお金
- **繰越金**…前年度の決算で生じた剰余金
- **寄附金**…ふるさと納税寄附金など
- **町債**…国や銀行からの借入金
- **その他**…地方譲与税や繰入金、使用料および手数料、財産収入、諸収入など

#### ◎企業会計(令和7年 税込)

| 会 計 名 |     | 収益的収支       |         |             |        | 資本的収支     |         |             |        |
|-------|-----|-------------|---------|-------------|--------|-----------|---------|-------------|--------|
|       |     | 事業収益        | 執行率     | 事業費用        | 執行率    | 資本的収入     | 執行率     | 資本的支出       | 執行率    |
| 水道事業  | 予算額 | 2億4,775万円   | 103.60% | 2億4,276万4千円 | 93.12% | 3,786万1千円 | 100.11% | 1億8,855万4千円 | 75.29% |
|       | 収支額 | 2億5,666万8千円 |         | 2億2,605万7千円 |        | 3,790万3千円 |         | 1億4,196万2千円 |        |

給水収益 1億9,961万円(税込)

※執行率は小数点第3位を四捨五入しています。

#### ◎企業会計(令和7年 税込)

| 会 計 名   |     | 収益的収支       |         |             |        | 資本的収支     |         |             |        |
|---------|-----|-------------|---------|-------------|--------|-----------|---------|-------------|--------|
|         |     | 事業収益        | 執行率     | 事業費用        | 執行率    | 資本的収入     | 執行率     | 資本的支出       | 執行率    |
| 公共下水道事業 | 予算額 | 2億5,044万円   | 102.11% | 2億454万5千円   | 95.33% | 9,503万4千円 | 100.00% | 1億4,197万6千円 | 99.07% |
|         | 収支額 | 2億5,571万5千円 |         | 1億9,498万7千円 |        | 9,503万4千円 |         | 1億4,065万4千円 |        |

下水道使用料収益 4,972万6千円(税込)

※執行率は小数点第3位を四捨五入しています。



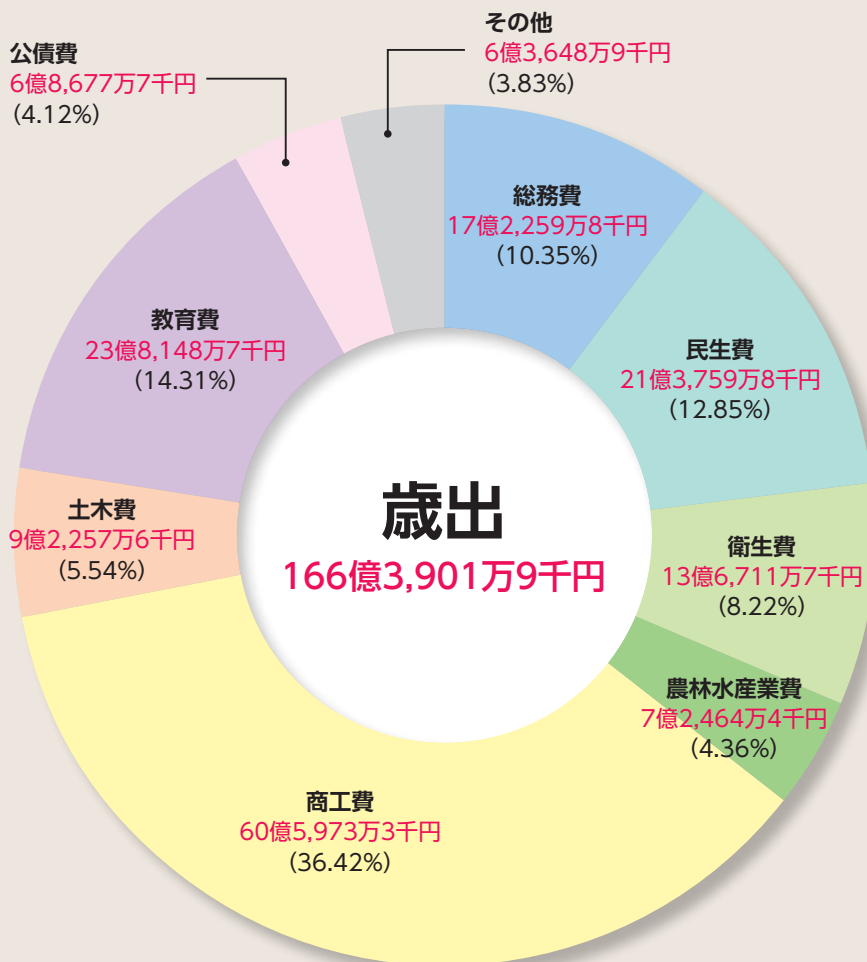
# 財政状況を公表します

歳入歳出  
差引額

7億1,921万3千円

## 【歳出の種類】

- 総務費…庁舎などの維持管理や全般的な管理事務に使うお金
- 民生費…社会福祉（児童や高齢者など）のために使うお金
- 衛生費…病気の予防や生活環境を守るために使うお金
- 農林水産業費…農林業や水産業の振興のために使うお金
- 商工費…商工業や観光事業の振興のために使うお金
- 土木費…道路や公園などの整備のために使うお金
- 教育費…学校教育や社会教育などのために使うお金
- 公債費…借りたお金を返すためのお金
- その他…議会費、災害復旧費、消防費



## ■ 令和7年度予算による

### 一般会計・特別会計構成比 (3月末現在)

| 会計名       | 予算現額          | 構成比     |
|-----------|---------------|---------|
| 一般会計      | 171億882万4千円   | 78.07%  |
| 特別会計      |               |         |
| 国民健康保険    | 18億189万0千円    | 8.22%   |
| 介護保険      | 20億8,699万7千円  | 9.53%   |
| 後期高齢者医療   | 2億3,506万5千円   | 1.07%   |
| オオサキポイント  | 1億8,299万0千円   | 0.84%   |
| 公共下水道事業会計 | 2億5,044万0千円   | 1.14%   |
| 水道事業会計    | 2億4,775万0千円   | 1.13%   |
| 合計        | 219億1,395万6千円 | 100.00% |

## ◎特別会計

| 会計名      | 予算現額         | 歳入           |         | 歳出           |        |
|----------|--------------|--------------|---------|--------------|--------|
|          |              | 収入済額         | 収入率     | 支出済額         | 支出率    |
| 国民健康保険   | 18億189万円     | 18億1,037万8千円 | 100.47% | 17億6,915万1千円 | 98.18% |
| 介護保険     | 20億8,699万7千円 | 21億3,598万4千円 | 102.35% | 19億6,196万6千円 | 94.01% |
| 後期高齢者医療  | 2億3,506万5千円  | 2億4,026万2千円  | 102.21% | 2億3,480万5千円  | 99.89% |
| オオサキポイント | 1億8,299万円    | 1億8,299万1千円  | 100.00% | 1億6,852万3千円  | 92.09% |

※収入率・支出率は小数点第3位を四捨五入しています。

## ■ 財産の状況 (3月末現在)

|       |               |
|-------|---------------|
| 基金現在高 | 145億2,357万2千円 |
| 土地    | 4,471,121㎡    |
| 建物    | 70,013㎡       |
| 一時借入金 | 0円            |

## 地方債残高 (3月末現在)

| 区分  | 一般会計         |
|-----|--------------|
| 現在高 | 58億7,675万6千円 |

祝 大崎町制施行90周年記念

# 「夏期巡回ラジオ体操・ みんなの体操会」

## が大崎町にやってくる！

～大崎町の元気な姿を、  
全国へ生放送で届けよう！～



令和8年 **8月10日**(月)

開場5:30、開会6:00

会 場：大崎町ふれあいの里公園 多目的広場

出 演：体操指導 鈴木大輔 先生

参加費：**無料** (事前申込不要)

主催 株式会社かんぽ生命、NHK、NPO法人全国ラジオ体操連盟

共催 大崎町、大崎町教育委員会

後援 大崎町スポーツ推進委員会、大崎町スポーツ協会



熱中症対策に  
飲料をお持ち  
ください。

**1,000人  
参加目標**

## 開催概要・詳細

### 当日のタイムスケジュール

- 5:30 開場
- 6:00 開会
- 6:30 全国生放送
- 6:45 ポイントレッスン  
(希望者のみ)
- 7:15 完全終了(予定)

### ポイントレッスンの紹介

NHKラジオ・テレビ体操でおなじみの  
講師によるワンポイント指導！



### アクセス・駐車場案内



### 駐車場のご案内

#### 上村葬祭駐車場について

当日、葬祭が行われる場合は利用いただけません。その際は、警備員の案内に従って、他の駐車場をご利用ください。

#### ご来場の皆様へ

駐車場には限りがあります。できるだけ乗り合わせでのご来場にご協力をお願いします。



### 雨天時・予備日のご案内

会場：大崎町総合体育館(ふれあいの里公園多目的広場隣)

実施形態：町主催の「90周年記念体操会」として開催

※この場合、NHKラジオ体操指導者ではなく、鹿屋体育大学の講師が指導します。

予備日：8月22日(土)

※台風などで延期となった場合は、予備日に開催します(開始時間は同じ)。

※ホームページや大崎町公式LINEをご確認ください。

令和8年度スポーツ庁補助事業

### 参加プレゼント

町制90周年記念  
オリジナルサコッシュ



スマホや水筒を入れて  
身軽にお出かけ！  
「まるけんアプリ」  
の歩数アップにも、  
熱中症予防の水分補  
給にもぴったり！

※数に限りがございます。

※写真はイメージです。色は選べません。

### 無料バス運行案内

※開会前及び閉会后、巡回運行します。



詳細については自衛官募集ホームページもしくは  
鹿児島地方協力本部大隅地域事務所(☎099-482-1405)にご確認ください。



| 受付期間        | 試験期日                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月1日～8月28日  | 【1次】① 9月19日 / ② 9月26日 / 【2次】10月15日～22日<br>【3次】(海) 11月20日～12月16日 / (空) 11月14日～12月17日 |
| 7月1日～9月1日   | 【1次】9月26日<br>【2次】10月19日～22日※                                                        |
| 7月1日～9月10日  | 受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。                                                    |
| 7月1日～10月15日 | 【1次】10月31日<br>【2次】11月27日～12月2日※                                                     |
| 7月1日～10月8日  | 【1次】10月24日<br>【2次】12月16日～18日※                                                       |
| 7月1日～10月2日  | 【1次】10月17日<br>【2次】12月5日・6日※                                                         |

※いずれか1日を指定されます。

## 鹿児島県警察官 B 採用試験

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試験区分                                   | 男性・女性・武道・サイバー                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 受験資格<br>( )内の年齢は、<br>令和9年3月末現在の<br>満年齢 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成2年4月2日(36歳)～平成21年4月1日(18歳)に生まれた者で、警察官Aの受験資格に該当しないもの</li> <li>※4年制大学を卒業した者などは受験できない。</li> <li>武道区分は、上記に該当する男性で、柔道2段(高等学校を令和9年3月末までに卒業見込みの者は初段)以上又は剣道2段以上であることを必要とする。</li> <li>武道区分の受験申込者については、男性区分との併願を、サイバー区分の受験申込者については、男性区分又は女性区分との併願をそれぞれ認める。</li> </ul> |
| 試験案内配布開始                               | 7月1日(水)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 受付期間                                   | 7月15日(水)～8月14日(金)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 募集の方法                                  | 電子申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1次試験日<br>[試験地]                        | 9月20日(日)(武道区分は実技試験を9月21日(月)に実施)<br>鹿児島市、出水市、霧島市、 <b>鹿屋市</b> 、西之表市、奄美市<br>(武道区分の実技試験、サイバー区分は鹿児島市のみ)                                                                                                                                                                                                   |
| 第1次試験合格者発表                             | 10月6日(火)〈予定〉                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第2次試験日<br>[試験地]                        | 11月9日(月)～11月13日(金)<br>鹿児島市                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 最終合格者発表                                | 12月4日(金)〈予定〉                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

詳細は志布志警察署にお問い合わせください！

☎099-472-0110

**大切な「ひと」「まち」を守る警察官になろうぜ！**



# 令和 8 年度自衛官等採用案内

| 種 目                          |    | 資 格                                                    |
|------------------------------|----|--------------------------------------------------------|
| 航空学生                         |    | ・ 18歳以上24歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））                |
| 一般曹候補生                       |    | ・ 18歳以上33歳未満の者<br>（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）      |
| 2等陸・海・空士<br>（任期制自衛官）         |    | ・ 18歳以上33歳未満の者<br>（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）      |
| 防衛大学校学生                      | 一般 | ・ 18歳以上21歳未満の者（自衛官は23歳未満）<br>・ 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含） |
| 防衛医科大学校医学科学生                 |    | ・ 18歳以上21歳未満の者<br>・ 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）            |
| 防衛医科大学校看護学科学生<br>（自衛官候補看護学生） |    | ・ 18歳以上21歳未満の者<br>・ 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）            |

## 令和 8 年度 大隅曾於地区消防組合消防吏員採用試験

大隅曾於地区消防組合では令和 8 年度の消防士採用試験を実施します。

|                |                                                                                                                                                                        |        |               |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 採用年月日          | 令和 9 年 4 月 1 日                                                                                                                                                         | 採用予定人数 | 6 名程度         |
| 試験の日時          | 令和 8 年 9 月 20 日（日） 午前 8:30 から                                                                                                                                          | 試験内容   | 筆記試験（検査）、体力検査 |
| 受験資格           | (1) 平成 8 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者                                                                                                                            |        |               |
|                | (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する者（令和 9 年 3 月卒業見込み者を含む）                                                                                                                              |        |               |
|                | (3) 採用時に管内（曾於市、志布志市又は曾於郡大崎町）の住民であること。                                                                                                                                  |        |               |
|                | (4) 普通自動車免許（マニュアル車免許）を有しているか又は採用後に免許取得できる者                                                                                                                             |        |               |
|                | (5) 身体の基本は、次のとおりです。<br>ア 視力…裸眼視力又は矯正視力が両眼で 0.7 以上、かつ、一眼がそれぞれ 0.3 以上であること。<br>イ 聴力…消防吏員としての職務遂行に重大な支障がないこと。<br>ウ 四肢、内臓など…重大な疾患がないこと。<br>エ その他…消防吏員として消防業務に充分耐えうる体力を有する者 |        |               |
|                | (6) 地方公務員法第 16 条の規定に該当する方は受験できません。                                                                                                                                     |        |               |
|                | (7) 受験資格を満たしていれば、男女の別は関係ありません。                                                                                                                                         |        |               |
|                |                                                                                                                                                                        |        |               |
| 採用試験案内<br>について | 大隅曾於地区消防組合消防本部総務課、曾於消防署、志布志消防署、財部分署、大崎分署及び末吉救急分駐所に準備してありますが、大隅曾於地区消防組合のホームページからもダウンロードすることができますので、試験の詳しい内容については「令和 8 年度大隅曾於地区消防組合消防吏員採用試験案内」をご覧ください。                   |        |               |
| お問い合わせ先        | 大隅曾於地区消防組合消防本部総務課 ☎099-482-0569（直通）                                                                                                                                    |        |               |

## Q.

今年の健診を受けました！まるけんアプリに結果を入力したら「500ポイント」もらえるって本当ですか？

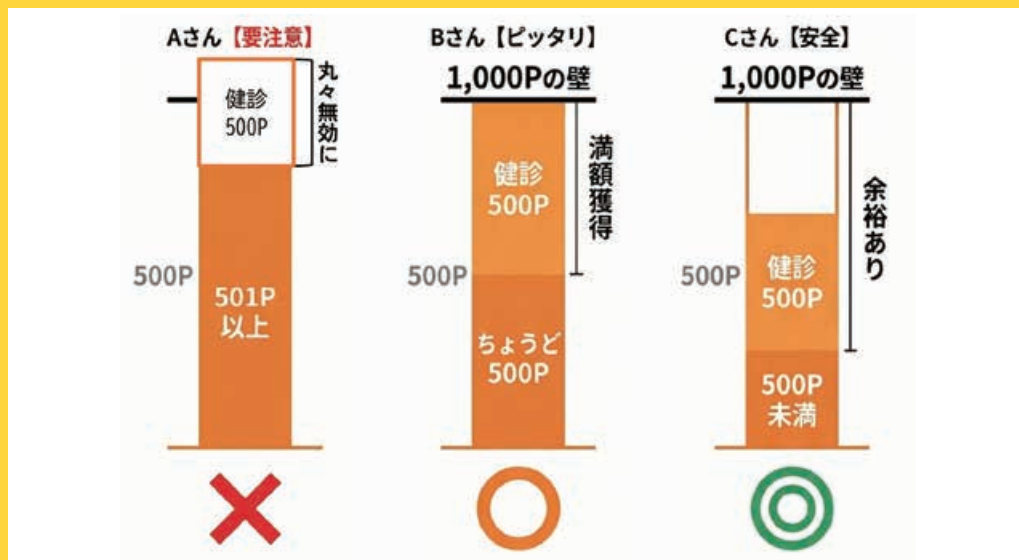
## A.

はい、本当です！年に1度だけのビッグチャンスです！

「まるけん」アプリの「健康診断」ボタンから結果を入力すると、500Pを受け取れます。ただし、タイミングを間違えると500P丸ごと損します！



注意：その月に、すでに500P以上貯まっている時に入力すると、上限1,000Pを超えて無効に！  
chiica(チーカ)の受取上限は月間1,000P。  
すでにあるポイントと健診500Pの合計がこれを超えると反映されません。



### 結論：損をしないためのコツ



コツ：まだポイントが少ない「**月初め**」の入力が一番安全です！他の歩数ポイントなどが貯まる前の月初めに健診結果を入力すれば、1,000Pの上限を気にせず確実に500Pを獲得できます。

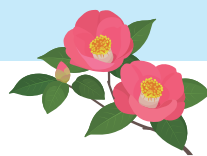
## Q.

昨年度、家族のポイントを1台のスマートフォンに移行して利用していました。今年はそれぞれのスマートフォンで利用したいのですができますか？

## A.

昨年度、お子様等のポイントを保護者様のスマートフォンに移行した場合は別のスマートフォンで利用することはできません。

利用するためには、紐づけの解除をする必要がありますので、大崎町役場商工観光課にご連絡ください。



## 外国人技能実習生のための 交通安全等説明会

5月25日(月)、大崎町中央公民館にて、大崎町社会福祉協議会主催の「外国人技能実習生のための交通安全等説明会」が開催されました。

当日は、ジャパンファーム・宮迫農産の2社で200名弱の技能実習生が参加しました。

現在大崎町には、600人を超える外国人が在住しており、大崎町の人口の約5%を占めています。

説明会では、志布志警察署の担当者が登壇し、自転車の交通安全、日常の防犯、ネット犯罪対策、防災について分かりやすく講話が行われ、各事業所の通訳者や、役場の国際交流員による同時通訳が実施され、活発な質疑応答が交わされ大いに盛り上がり、参加者の理解も高まった有意義な会となりました。

社会福祉協議会からは、「困りごとがあれば、ぜひ社会福祉協議会に相談してほしい」との案内がありました。

参加者からは、

「警察の方々が優しく説明してくださったので、楽しんで参加できました」

といった感想も寄せられました。



## うなぎ放流

6月17日(水)、大崎町内水面種苗採捕組合、有明町シラスうなぎ種苗採捕組合、(株)鹿児島鰻、(株)斉藤商店の皆さんが、クロコと呼ばれる稚魚をメインに大小合わせて約3,640kg分のうなぎを放流しました。うなぎは、主に川や湖などの淡水域で成長し、海で産卵するこうかいゆうぎょ降河回遊魚と呼ばれる魚で、うなぎの帰巢本能を利用し、12月に解禁となるシラスウナギ漁での捕獲を増大させることを目的に毎年実施されています。



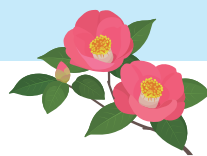
## 大崎町種子生産組合50周年！

5月27日(水)、大崎町種子生産組合の創立50周年を記念し作成されたポロシャツとジャンパーの贈呈式がおこなわれました。

現在、組合では14戸の生産者の皆さんが、町内29.3haの水田で早期水稻6品種の種子粃を栽培しています。

普段あまり目にする機会はありませんが、生産段階で厳しい基準をクリアした種子粃が、県内外に出荷され、各地の水稻生産を支えています。

本町でこういった誇らしい取組がおこなわれていることを、もっと多くの方に知っていただけたら嬉しいです。



## 第32回

### 交流グラウンド・ゴルフ大会

5月28日(木)、ふれあいの里公園内グラウンドにおいて「第32回大崎グラウンド・ゴルフ協会 交流グラウンド・ゴルフ大会」が開催されました。結果は下記のとおりです。

(敬称略)

|              |    |                    |
|--------------|----|--------------------|
| 団体の部         | 1位 | 有明協会 希望の丘          |
|              | 2位 | 大崎協会 アラアラクラブ2      |
|              | 3位 | 有明協会 有明通山1         |
| 個人<br>(男性の部) | 1位 | チーム名：たちばな 山下 隆男    |
|              | 2位 | チーム名：横内クラブ 佐土原 正治  |
|              | 3位 | チーム名：寿GG同好会 濱田 健二郎 |
| 個人<br>(女性の部) | 1位 | チーム名：有明通山2 中水 ます子  |
|              | 2位 | チーム名：福岡同好会 田中 豊子   |
|              | 3位 | チーム名：松山城南 大迫 チヅ子   |



### 台湾長春小学校と交流をおこないました

6月29日(月)、大崎小学校5・6年生の児童と台湾長春小学校の児童16名が交流をおこないました。児童たちは、中国語や英語を用いて、それぞれの国の言葉を教えあっていました。参加した児童は「違う国の文化や言葉に触れることができて楽しかった」「台湾に行ってみよう!」と感想を話してくれました。



### 企業版ふるさと納税

6月22日(月)、本町が実施するスポーツ観光推進事業に対して、合同会社カタナドリームスから企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただき、町が感謝状を贈呈しました。

いただきました寄附については、本町のスポーツ事業の推進に活用させていただきます。

## 町民課

固 戸籍年金係(127)

## ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度

保険料免除は、申請の手続きが必要です。原則申請日より2年1か月前までさかのぼって申請できます。

| 種 類                            |        | 内 容                                                                                                                                          | 令和8年度<br>年度納付額(月額) | 年金受給額に<br>反映              | 年金受給資格期間<br>(10年)に計算                        |
|--------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------------------|
| 納 付                            |        | 保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。                                                                                                                    | 17,920円            | されます<br>○                 | されます<br>○                                   |
| 申<br>請<br>免<br>除               | 全額免除   | 「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下<br>の場合は承認されると保険料が全部または一部免除になります。                                                                  | 0円                 | されます<br>○(注1)             | 免除後の<br>保険料を<br>納付した<br>期間について<br>されます<br>○ |
|                                | 4分の3免除 | (注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る<br>年金額が少なくなります。<br>(注2) 一部免除の承認を受けた方は、納付すべ<br>き保険料を納付しないとその期間の一部<br>免除が無効(未納と同じ)になります。                               | 4,480円             | されます<br>○<br>(注1)<br>(注2) |                                             |
|                                | 2分の1免除 |                                                                                                                                              | 8,960円             |                           |                                             |
|                                | 4分の1免除 |                                                                                                                                              | 13,440円            |                           |                                             |
|                                |        | ※離職(退職・失業)による特例所得審査の対象者<br>となる方の中に、離職した人がいる場合、その<br>人の所得を除外して審査されます。                                                                         |                    |                           |                                             |
| 納付猶予制度<br>(50歳未満の方)            |        | 「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」それぞれの前年所得が一定以下の場合<br>は承認されると保険料の支払いを猶予する<br>ことができます。                                                                  | 0円                 | されません<br>×                | されます<br>○                                   |
| 学生納付<br>特例制度                   |        | 前年所得が一定以下の学生は、承認される<br>と在学期間中の保険料の支払いを猶予する<br>ことができます。                                                                                       | 0円                 |                           |                                             |
| 産前産後<br>期間免除                   |        | 出産予定日または出産日が属する月の前月か<br>ら4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から<br>6か月間)の保険料の全額が免除されます。<br>出産予定日の6か月前から届出可能です。<br>※産前産後免除の要件を満たしている場合には、<br>法定免除や申請免除よりも優先されます。 | 0円                 | されます<br>○                 |                                             |
| 育児期間免除<br>(令和8年10月から<br>始まります) |        | 出産日が属する月から1歳の誕生日の前月<br>(12月分)まで、子を育てている方(1号被<br>保険者の父母・養父母)は、申請することで<br>保険料が免除されます。                                                          | 0円                 |                           |                                             |
| 法定免除                           |        | 障害年金1級または2級を受給している<br>方、生活保護法による生活扶助を受けてい<br>る方は、前年の所得に関わらず、届出する<br>ことで保険料の全額が免除されます。                                                        | 0円                 | されます<br>○(注1)             |                                             |

※免除・納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば追納(後から納付すること)して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

※免除申請については、日本年金機構または役場 町民課 戸籍年金係までお早めにご相談ください。

戸籍年金係  
からの  
お知らせ

申請免除・納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月(または20歳誕生日、ただし、1日が誕生日の方は前月)から翌年3月までです。令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月)が免除となっている方で、令和8年7月以降も免除を希望される方は、免除申請の届出をお願いします。ただし、全額免除または猶予になっている方で継続審査を希望されている方の手続きは必要ありません。

## 町民課

固 戸籍年金係 (127)

## 令和8年9月末で鹿児島県収入証紙の販売を終了します

鹿児島県の収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。鹿児島県では、パスポート申請や運転免許証の更新などに使用されています。

※契約書などに貼り付ける国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙の**販売**は  
令和8年9月末日  
まで

購入済証紙の**使用**は  
令和9年3月末日  
まで

未使用証紙の**還付**は  
令和8年10月から令和13年9月末日  
まで

## ● 収入証紙販売終了後(令和8年10月以降)の手数料の納付方法

※手数料の種類により、取り扱う納付方法が異なりますので、詳しくは手数料を所管する担当課におたずねください。

|           |                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| オンラインでの納付 | 県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済(PayPay)、インターネットバンキングによりオンラインでの納付が可能です。 |
| 支払窓口での納付  | ① 振興局などの支払窓口で、クレジットカード・電子マネーなどにより納付。<br>② 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付。 |
| 県の納付書での納付 | 県から交付された納付書を使用して、スマホ、クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ、銀行などで納付。              |

【お問い合わせ先】 鹿児島県出納局会計課 ☎099-286-3765 E-mail: acsm@pref.kagoshima.lg.jp

## 税務課

固 滞納整理係 (112)

## 8月は国民健康保険税の滞納整理強化月間です

国民健康保険税は、健康保険制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

| 滞納すると                                                                                                                                                                             | 納付が困難な場合は早めにご相談ください                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税を滞納すると、預貯金・財産の滞納処分(差押)をおこなう場合があります。</li> <li>医療機関受診の際、窓口でいったん全額負担(10割負担)し、後から役場窓口で自己負担分を除いた額の払い戻し申請をする『特別療養費』の支給対象となります。</li> </ul> | <p>災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。</p> |

※ 月間中は、事前にご連絡いただければ夜間窓口を開設します。  
(職員配置のため、希望する場合は前日までに電話にてご相談ください。)

## 【お問い合わせ・相談先】

税務課 滞納整理係 ☎476-1111 (内線112)  
保健福祉課 国民健康保険係 ☎476-1111 (内線131・133)



# 農業用廃プラの回収方法について

## ～農業用廃プラスチックを写真のとおりまとめてください～

### 【農業用廃ビニール】 土を落とし、異物が混入しないようにする

- ・『農ビ』と記載があるもの

20cmくらい

2箇所しぼる

つづら折り、1m

つづら折り



### 【農業用廃ポリ】

- ・土を落とし、異物が混入しないようにする
- ・廃ポリを結束するヒモは、農ビ以外のヒモを使用する

20cmくらい

2箇所しぼる

つづら折り、1m

20cmくらい

2箇所しぼる

つづら折り、1m



#### 《農ポリ》

- ・『農 PO』、『ノーポリ』と記載があるもの

#### 《マルチ》

- ・白・黒・ツイン・グリーン
- ※シルバーは、農業用廃プラスチックになります

#### 《肥料袋》

- ・肥料袋のみ
- ※肥料袋の中には肥料袋以外を入れないこと

### 【農業用廃プラスチック類(その他)】 土を落とし、異物が混入しないようにする



20cmくらい

つづら折り、1m



- ・ブルーシート ・パオパオ ・寒冷紗 ・遮光ネット ・牧草シート ・空フレコン ・ネット ・網
- ・サイロラップ ・シルバーマルチ ・苗箱 ・コンテナ ・アゼシート ・農薬ボトル(空)
- ・ポット、ポットトレイ ・パッカー ・バンド ・パイプ ・アゼ波板 ・タンク ...

#### 塩ビパイプ



1m

上記のように結束する

#### 苗箱



10個で一束

#### タンク



切断して結束する

#### 農薬容器



ラベルは剥がし、  
中を洗い透明な袋に入れ、  
ふたは取り同じ袋へ

#### ポット



重ねて、透明な袋に入れる

【注】塩ビパイプは1mの長さに切断し、きちんと結束してください。長いままでは引き取れない場合がありますのでご了承ください。

#### 持込み禁止

- ・金属 ・木材 ・ガラス ・一般家庭ゴミ ・ゴム(ファンベルト、タイヤ類)
- ・ビールケース ・軽油、灯油などで使用したポリタンク

お願い…持込みの際は、種類別に分けて降ろしてください。荷降ろしがスムーズにできるよう、持ち込む前の準備として積込む際の梱包、分別などのご協力をお願いいたします。

農林振興課

☎ 営農推進係 (509・511)

## 農業用廃プラスチックの回収をおこないます。

|      |                                 |            |  |
|------|---------------------------------|------------|--|
| 回収日  | 8月18日(火) 午前:9時~12時 / 午後:13時~15時 |            |  |
| 回収場所 | 農協野菜選果場(益丸農道沿い)                 |            |  |
| 回収品目 | 廃プラスチック類、廃ビニール、廃ポリ              | 40円/kg(税込) |  |

※種類の判別、回収方法などについては前ページに掲載しております。

企画政策課

☎ 共生協働係 (224)

「きっかけは、声かけから！」

## 令和9年度 コミュニティ助成事業希望申請を受付中

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために実施しているものです。

| 助成事業           | 助成対象経費                                                                              | 助成額                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 一般コミュニティ助成事業   | コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に要する経費。<br>ただし、 <u>建築物、消耗品は助成対象外。</u>                          | 100万円<br>~ 250万円              |
| コミュニティセンター助成事業 | 集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要とされる備品に要する経費。土地の取得や造成、既存施設購入、既存の施設又は設備などの撤去、外構工事に要する経費は対象外。 | 対象事業費の<br>5分の3以内<br>上限2,000万円 |
| 青少年健全育成助成事業    | 青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。<br>他用途に転用可能な備品や消耗品は対象外。                                      | 30万円~<br>100万円                |

- ・助成申請は、町から県を経由して自治総合センターへ提出する必要があります。申請を検討される団体は、まずは企画政策課共生協働係へご相談ください。
- ・申請締切は令和8年8月31日(月)必着です。

※県内全体で優先順位が付されますので、申請すれば必ず助成されるものではありません。

企画政策課

☎ 共生協働係 (224)

「きっかけは、声かけから！」

## 令和8年度 自治公民館備品購入補助金について

自治公民館活動に必要な備品を購入する自治公民館に対し、事業費の一部を助成します。

|        |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 自治公民館の活動に必要とする、取得価格が30,000円以上のもので、原則、町内業者より購入したもの(例:エアコン、キャビネット、発電機、机、椅子など)<br>※ 原則は「30,000円以上」「町内業者からの購入」ですが、30,000円未満でも長期間使用でき備品として認められる場合や町内に取扱業者がない場合など、対象となるケースがあります。<br>条件に合致しない場合でも、まずは事前にご相談ください。 |
| 補助金額   | 対象となる事業費の4/5以内(上限40万円)                                                                                                                                                                                    |

注意)必ず購入前の申請が必要となります。購入後の申請については、補助対象外となりますのでご注意ください。

※ 詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、企画政策課 共生協働係へお問い合わせください。

## 企画政策課

☎ デジタル推進係(222)

## はじめてでも安心! LINE教室を開催します



## 教室の開催概要

- 令和8年7月27日(月) 13:00~14:00  
大崎町中央公民館 第4会議室にて開催します。
- LINEの基本から町の公式情報の受け取り方まで  
基本操作や便利な機能の使い方を講師が分かりやすく解説します。
- 定員20名(先着順・要事前申し込み)  
LINEを学びたい、使い方が分からない方が対象です。

## 特典と申し込み方法

- 参加特典: オオサキポイント200ポイント贈呈  
教室に参加された方全員にポイントを差し上げます。



☎ QRコードまたはお電話で申し込み  
企画政策課デジタル推進係(099-476-1111)

※8月・9月も継続して開催予定。今回参加できない方も、  
今後の広報誌や公式LINEで順次ご案内します。

#3 NotebookLM

## 教育委員会

## 管理課

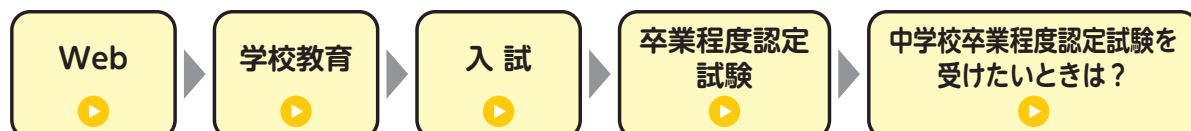
☎ 学校教育係(412)

## 就学義務猶予免除者などの 中学校卒業程度認定試験のお知らせ

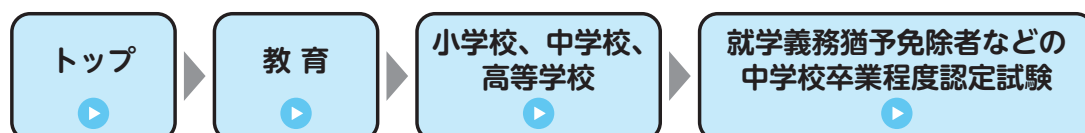
就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験は、学校教育法第18条に規定された、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子などに対して、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するためにおこなう試験です。

- 1 出願の期間 令和8年6月22日(月)~同年8月21日(金)消印有効
- 2 受験科目 国語、社会、算数、理科、外国語(英語)
- 3 試験実施期日 令和8年10月15日(木)
- 4 試験会場 県教委の推薦等により、文科省において決定する。
- 5 その他 詳しくは、鹿児島県教育委員会Webページ及び文部科学省Webページをご覧ください。

🔍 県教育委員会Webページ +



🔍 文部科学省Webページ +



教育委員会 管理課 図 学校管理係 (413・415)

## 町内小中学校 電子黒板更新に伴う旧電子黒板の譲渡について

教育委員会 管理課では今年度、各学校設置の電子黒板老朽化に伴い更新を実施いたしますが、更新に伴い各学校にて使用していた電子黒板をリユースできる団体に無償譲渡する計画です。ご興味のある団体は下記期間に内覧及びお申し込みください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                     |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子黒板 | <p>機器情報：大型掲示装置65型 (MIRAI TOUCH S-65E1P)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやタブレットを接続して、画面に表示する</li> <li>・黒板機能 (タッチペンや指での描写)</li> <li>・Android OS搭載 (バージョンアップ不可)</li> <li>・無線受信機付属 (Wi-Fi接続用)</li> <li>※テレビ視聴不可 (テレビチューナー非搭載)</li> </ul> |  |
| 内覧期間 | 令和8年8月15日(土)～21日(金) 9時～12時／13時～16時                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                     |
| 内覧場所 | 大崎町中央公民館 2階 さざんかルーム (大崎町仮宿1029番地)                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                     |
| 注意事項 | <p>※内覧及び申し込みできる方は団体 (自治公民館・公民分館・町内のNPO法人など) に限ります。</p> <p>※先着順での現状引き渡しとなります。</p> <p>※取り外し及び持ち運びなどは指定期日までに各自でおこなってください。</p> <p>※引取り後に売却など、有償による再譲渡は認められません。</p> <p>※引取り後の故障などによる処分は各自でおこなってください。</p>                                                  |                                                                                     |

企画政策課 図 定住推進係 (222・223)

## 居住住宅等リフォーム補助事業の制度新設について

令和8年度より「居住住宅等リフォーム補助事業」を実施します。住宅の修繕や設備改善、敷地内の植物の除去などに要する費用の一部を補助します。

|        |                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象物件 | 町内にある築20年以上経過した住宅で、かつ、現に居住している個人住宅または併用住宅                                                                                                                                                                        |
| 補助要件   | <p>次に掲げる要件すべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請年度内(3/31まで)に工事が完了すること。</li> <li>2 町内の建築業者など(個人事業主を含む)が施行業者であること。</li> <li>3 改修などに要する経費が20万円以上であること。</li> <li>4 市区町村民税などに滞納がないこと。</li> </ol> |
| 補助対象経費 | <p>住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善、敷地内の擁壁の撤去・植物の除去などに要する経費</p> <p>※直接居住に要しない部分(倉庫や店舗部分など)の改修や、備品の購入などは対象となりません。</p> <p>※町、県及び国がおこなう他の補助制度の対象となっている経費は、控除すること。</p> <p>※改修内容を審査するため、改修中、改修後の申請については受理できません。</p>       |
| 補助金額   | <p>補助対象経費の2分の1以内で50万円が上限</p> <p>(家屋部分30万円が上限、敷地内の擁壁の撤去・植物の除去20万円が上限)</p> <p>※補助金額の千円未満の端数は切り捨て</p>                                                                                                               |
| 申請時期   | 改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。                                                                                                                                                                               |

教育委員会 社会教育課 問 文化公民館係(422)

# 中央公民館と総合体育館の窓口で キャッシュレス決済が可能に！



中央公民館と総合体育館の窓口でキャッシュレス決済が利用できるようになりました。  
キャッシュレス決済が利用できる使用料は以下のとおりです。

| 施設名   | キャッシュレス決済を利用できる使用料                |
|-------|-----------------------------------|
| 中央公民館 | 中央公民館使用料、中沖地区公民館使用料、運動公園夜間照明施設使用料 |
| 総合体育館 | 総合体育館使用料                          |

## 【利用可能な決済方法】

- ・クレジットカード  
(JCB、VISA、Master、AMERICAN EXPRESS など)
- ・電子マネー  
(WAON、nanaco、Apple Pay、Google Pay など)
- ・バーコード決済  
(PayPay、Pay どん、d 払い、au PAY など)

## ！ ご注意ください

- ・現金とキャッシュレス決済を併用してのお支払いはできません。
- ・クレジットカードでのお支払いは一括のみとなります。
- ・ポイントを利用してのお支払いはできません。
- ・窓口ではチャージ(入金)はできません。

保健福祉課 問 こども家庭係(138・139)

# 放課後児童健全育成事業補助金について

子どもの居場所づくり及び就労や生活の安定を図るため、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯及び児童扶養手当受給世帯に対し、放課後児童クラブ利用料を助成します。

|                                 |                                                                                                              |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請手続き                           | 大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係(3番窓口)へ直接申請してください。<br>※利用している放課後児童クラブでは受け付けていません。                                          |
| 上半期<br>(4～9月)<br>下半期<br>(10～3月) | 【申請期間：令和8年6月1日から令和9年3月31日まで】<br>(1) 上半期の補助金申請をする。<br>(2) 9月に上半期の利用報告 及び 下半期の補助金申請をする。<br>(3) 3月に下半期の利用報告をする。 |
| 必要なもの                           | (1) 通帳またはキャッシュカードの写し<br>(2) 放課後児童クラブ利用料の払込状況が分かるもの<br>※(2)は利用報告として4～9月分を9月に、10～3月分を3月に提出してください。              |
| 支払方法                            | 申請後1か月以内に、希望する口座へ振り込みます。<br>※書類不備などで処理が滞った場合は、この限りではありません。                                                   |
| 注意事項                            | ・児童クラブを利用しなくなる場合は、必ずご連絡ください。<br>・年度の途中で児童クラブを利用しなくなった場合や、児童クラブの利用料を滞納した場合は、補助金の返還を求めることがあります。                |